

学校法人四国高松学園
高松短期大学
機関別評価結果

令和4年3月11日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

高松短期大学の概要

設置者	学校法人 四国高松学園
理事長	佃 昌道
学 長	佃 昌道
A L O	中村 多見
開設年月日	昭和 44 年 4 月 1 日
所在地	香川県高松市春日町 960

<令和 3 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育学科		80
秘書科		70
	合計	150

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	幼児教育専攻	5
	合計	5

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

高松短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和4年3月11日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和2年7月20日付で高松短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

高松短期大学は、建学の精神「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」、「自分で考え自分で行なえる人間づくりをめざす大学」、「個性をのびしルールが守れる人間づくりをめざす大学」、「理論と実践との接点を開拓する大学」、及びこの建学の精神に基づく教育理念の下、全教職員一丸となり教育目的に基づく人材の育成に取り組んでいる。また、地域連携センターによる生涯学習講座の開講、地域経済情報研究所における研究会の開催、教職員及び学生のボランティア活動など、様々な活動を展開し地域・社会に貢献している。

各学科の教育目的・目標は建学の精神及び教育理念に基づき定められ、学生便覧やウェブサイトで学内外に表明している。学習成果は短期大学の3項目を基に、保育学科12項目、秘書科8項目を定め、履修ガイドに掲載するとともに、ウェブサイトで公表している。卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は一体的に策定されており、各学科とも卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に基づき教育活動を展開している。

自己点検・評価に関する規程により自己点検・評価委員会を設け、全教職員による点検・活動を行うとともに、内部質保証を推進するための委員会を整備するなど、内部質保証のための体制を確立している。学習成果の査定については、「学修成果の評価の方針」に基づき評価項目や達成すべき水準を決定して教育の質保証に努めている。

各学科の卒業認定・学位授与の方針はそれぞれの学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針に従って教育課程を体系的に編成している。シラバスには必要な項目を明示している。授業評価などを利用して教育課程を定期的に見直している。入学者受入れの方針は学生募集要項等に示され、入学者選抜は多様な方法を設定し公正かつ適正に実施されている。

学習成果は、具体性を持って示され、一定期間内で獲得可能であり測定可能である。学習成果の獲得状況は多岐にわたる量的・質的データを用いて測定しており、それらの指標のうち量的データは教育情報としてウェブサイトで公表している。

卒業後評価として、進路先から卒業生の評価をアンケートによって聴取し、在学生の指導内容や学習成果の点検・改善に活用している。

教職員は連携し、施設設備及び技術的資源を有効に活用して、研究室制度を基盤とした学生と教員の対話を基に、学習成果の獲得に向けて支援し、責任を果たしている。また、学生課を中心として生活支援を行い、キャリア支援課には教職員及びカウンセラーを配置して学生の就職・進路の相談と支援を行っている。

教員組織は短期大学設置基準を満たしており、専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき配置されている。FD 活動推進委員会規程により研修会を充実させ、学習成果向上のため各種委員会との連携が図られている。事務組織は事務関係諸規程により整備され、事務職員は学内外のSD 研修等を通じて知識及び職能を向上させている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための各教室が整えられ、障がい者への対応や学生の学習支援のための環境が整備されている。施設設備等については規程等を整備し、適切に維持管理している。また、火災・地震対策、防犯対策に係る規程を整備し、法令上の定期点検を行うとともに、全学生、教職員を対象とした防災訓練を実施している。情報セキュリティ対策が施され、LED 化等、地球環境保全への配慮にも努めている。情報処理教育センターには専任職員が配置され、情報技術に関する学生や教職員への支援を行うなど、専門的技術の向上に努めている。

財務状況は、短期大学部門では過去2年間、学校法人全体では過去3年間、経常収支が収入超過となっている。貸借対照表は、健全に推移しており、財政維持に必要な運用資産も確保している。

理事長は建学の精神及び教育理念を十分に理解し、学校法人を代表し総理している。また、寄附行為に基づき理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営し、建学の精神に基づいた強いリーダーシップを発揮している。理事は学校法人の運営・経営に関し学識及び識見を有し、その選任は私立学校法及び寄附行為に基づき適切に行われている。

理事長は学長を兼任し、教授会の意見を参酌して意思決定を行っている。また、迅速な意思決定を図るため、学長の下に「高松大学・高松短期大学運営会議」を設置し、短期大学の教学運営の最高責任者としてリーダーシップをとり、職務を執行している。

監事は学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出して報告を行っている。評議員会は寄附行為に基づき適切に組織され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、必要な教育情報を公表し、私立学校法に基づき、学校法人の情報を公表・公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 「高松大学・高松短期大学外部評価委員会規程」により外部評価委員会を設け、自己点検・評価の客観性及び妥当性について学外の学識経験者等による評価を行い、教育研究活動等の優れた点及び改善を要する事項等について客観的意見を聞き、報告書を作成・公表するとともに、学内の自己点検・評価活動にフィードバックし、内部質保証に役立てている。
- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 1年次から少人数制の研究室に所属する研究室制度による活動は、学生と教員が豊かな対話を実現し、周囲と協調しながら取り組む態度を養うとともに、主体性や判断力、表現力を高めるものとなっている。また、学科専用の学生研究室が教員研究室の近隣に設置されており、教員と学生間のコミュニケーションの活性化が図られ、より学習に専念しやすい環境が整備されている。

[テーマ B 学生支援]

- 秘書科では、検定において個別指導や直前合格対策、補習授業等を実施するほか、レベルの高い検定を受験するための動機づけとして、複数の検定合格者に対して学長表彰及び学科長表彰を授与する制度が設けられており、学生の学習意欲の向上に資する取り組みがなされている。

(2) 向上・充実のための課題

なし

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

高松短期大学は、建学の精神「対話にみちみちたゆたかな人間教育をめざす大学」、「自分で考え自分で行なえる人間づくりをめざす大学」、「個性をのびしルールが守れる人間づくりをめざす大学」、「理論と実践との接点を開拓する大学」、及びこの建学の精神を基に短期大学の教育理念・理想を示す4つの教育理念を確立してウェブサイトで公表し、全教職員一丸となり教育に当たっている。

地域連携センターは地域コミュニティの地（知）の拠点として、公開講座や文化講座等の生涯学習講座の開講や、地域の地方公共団体、企業等、教育機関及び文化団体等との連携事業等を展開している。地域社会の産業発展・活性化及び情報化基盤の整備・充実への貢献を目的とした地域経済情報研究所では、短期大学及び併設大学教員による研究会を年1回公開している。また、短期大学周辺地域の清掃活動への参加や地域・社会の団体・施設での活動など、教職員と学生のボランティア活動も活発に行われ、令和2年度においては、香川県医師会へ手作りの医療用ガウンの寄贈等を行っている。

建学の精神及び教育理念に基づき各学科の教育目的を確立し、学生便覧や入学案内、ウェブサイトにより学内外に表明している。特に、学生や保護者からの認識や理解を得るための取組みは、後援会、履修指導や授業開始時のオリエンテーション、教育懇談会等、様々な機会を繰り返し確認し共有できるよう工夫がなされている。

学習成果は、短期大学としての3項目に基づき、保育学科として12項目、秘書科として8項目を定め、履修ガイド、ウェブサイトで学内外に表明している。また、「卒業認定・学位授与の方針と学修成果の対応表」を策定し、各学科の学習成果と卒業認定・学位授与の方針の対応関係を分かりやすく示している。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は、一体的に策定されており、各学科とも卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針に基づき教育活動を展開している。また、定期的な点検は学科会議において行い、教育の質保証に努め、教育の向上・充実を図っている。三つの方針は学生便覧に記載するとともに、ウェブサイトでも公表され、広く学内外に表明している。

自己点検・評価活動は、規程に基づき「高松大学・高松短期大学自己点検・評価委員会」を組織するとともに、内部質保証の推進を担う組織として「高松大学・高松短期大学内部質保証推進委員会」を整備するなど実施体制を確立している。点検・評価活動は、「香蘭女

子短期大学・高松短期大学相互評価報告書」、「令和元年度高松大学・高松短期大学自己点検・評価報告書」、「令和元年度高松大学・高松短期大学外部評価委員会報告書」としてウェブサイトで公表している。また点検・評価の結果については、高等学校の教員や外部評価委員会からの意見聴取も踏まえ、改善計画を策定して改善に取り組むとともに、各種委員会における企画・立案や事業計画策定に活用している。

平成30年度に策定された「学習成果の評価の方針」に基づき、短期大学機関レベル、学科レベル及び科目レベルの評価項目や達成すべき水準を決定し、令和3年度からの運用に向けた準備を進め、教育の質保証に努めている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

教育目的に基づき卒業認定・学位授与の方針を定め、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は学則等に明確に示している。それらは社会的・国際的に通用性があり、学科会議において定期的に点検し、教育の質保証に努め、教育の向上・充実を図っている。

教育課程編成・実施の方針を卒業認定・学位授与の方針に基づき定めている。教育課程は短期大学設置基準にのっとり、科目のナンバリングを行うとともに履修モデルを示し、体系的に編成しており、単位数の上限を定めている。シラバスには卒業認定・学位授与の方針に対応した科目の到達目標が示され、成績評価の厳格化のため評価割合や評価方法など、必要な項目が明示されている。教育課程は、学科会議や教授会等において組織的に議論され定期的に見直されている。

教養教育は「全学共通科目」と位置付けられ、実施体制が確立されており、ナンバリング等により専門科目との関連が明示されている。全学共通科目においても、授業評価の各項目の集計結果を基にその教育効果の測定・評価等を行い、改善に努めている。

学科の専門教育は教養教育との関連性を保ちつつ、職業教育の実施体制を確立しており、職業教育の効果の測定・評価を実施して、改善に取り組んでいる。

入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、学生募集要項等に示されている。入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応し、多様な選抜については選考基準を設定し、公正かつ適正に実施している。入学に必要な経費等は学生募集要項やウェブサイトに掲載している。アドミッション・オフィスとして入学センターを整備し、受験の問い合わせ等への対応を行い、高等学校訪問において聴取した意見は、学科運営や入試改善の参考としている。

学習成果は、学科ごとに具体性を持って示され、一定期間内で獲得可能であり、測定可能である。学習成果の獲得状況は、GPA、学位授与率、資格・免許・検定取得率、就職率・進学率等や、学生による授業評価、満足度アンケート等、量的・質的データを用いて測定している。なお、学習成果の獲得状況の測定には、量的評価、質的評価それぞれに、直接評価、間接評価があり、今後はこうした視点からの測定に取り組むことや、量的データに加え、質的データについてもその評価結果等を公表することが期待される。

「就職先からの卒業生に対する評価（卒業生に関するアンケート）」を実施し、卒業生の進路先からの評価をアンケートによって聴取している。アンケートの結果は、各学科から選出された学生委員による分析、意見交換を基に、在学生の指導内容・学習成果の点検・

改善に活用している。

教職員は研究室制度を基盤とした学生と教員の対話を基に、学生の学習成果の獲得に向けて必要な支援を協働しながら行っている。施設設備及び技術的資源を有効に活用しており、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

学習成果の獲得に向けて教職員が連携して組織的に学習支援を行っている。個人面談では、学生個々の事情や志望に添った将来につながる指導体制を徹底している。習熟度別クラス及び基礎学力レベル別クラスなど、基礎学力が不足する学生、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮もなされている。

学生課を中心として生活支援を組織的に行っており、クラブ活動及び大学祭を支援するための体制も整っている。経済的支援としては独自の奨学金制度を設けている。学生の健康管理やメンタルヘルスケアの体制が整えられ、障がいのある学生等への支援には学生学修支援室を設置し、支援の仕組みを学生便覧等で明示している。社会人学生への生活支援体制も整備されている。

キャリア支援課に教職員及びカウンセラーを配置して、学生の個別カウンセリング、履歴書添削や面接指導等の支援を行っており、様々な試験対策講座等も実施している。また、進学志望者には、キャリア支援課及び研究室担当教員が支援し、留学希望者に対する指導・相談は、研究室担当教員と英語担当教員が中心に行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たし、専任教員の職位も教育・研究の実績等により決定され、非常勤教員も含めて、教育課程編成・実施の方針に基づき適切に配置されている。また、教員の採用・昇任は、就業規則、「高松短期大学教育職員任用基準」、及び「高松短期大学教員昇任内規」に基づいて行っている。

専任教員は教育課程編成・実施の方針に基づき研究を行っており、その活動の状況は、教員別に研究者一覧としてウェブサイトに掲載している。研究活動に関する規程は整備され、教育研究活動の発表の機会である研究紀要を発刊し、専任教員には研究室を設け研究時間を確保するほか、倫理教育受講の義務付けなどを行い、研究活動を支援している。また、「高松大学・高松短期大学 FD 活動推進委員会規程」を整備し、研修会の充実を図り、事務職員も構成員とする各種委員会等において連携しながら学習成果向上のための取組みを行っている。

事務組織は、「学校法人四国高松学園高松大学事務組織規程」等に基づき整備され、責任体制は明確である。SD 活動は規程に基づき、教職員の知識・能力等の向上を目的として、年度ごとの活動事業計画を策定し教職員を対象に SD 研修を実施している。事務職員は、学内の SD 研修会のほか学外の研修等を通じて知識及び職能を向上させている。また、事務連絡会を月 1 回開催し、業務の課題等について相談・調整を行うなど、日常的に事務処理の改善に努めている。教職員の就業については「学校法人四国高松学園就業規則」等の規程を整備し、学内ネットワークを通じて周知の上、適正に管理されている。

校地、校舎面積は短期大学設置基準を満たしており、校舎や図書館などの施設はいずれも障がい者に対応している。各学科の教育課程編成・実施方針に基づき、各教室には必要

な機器・備品、情報機器等が整備されている。また、研究室制度に基づいて、学科専用の学生研究室を研究室ごとに整備するほか、多様なメディアを高度に利用して授業を行うメディアルームを設けるなど、学生の学習支援のための環境が整備されている。

「学校法人四国高松学園固定資産及び物品管理規程」等を整備し、施設設備や物品を適切に維持管理している。火災・地震対策、防犯対策に係る諸規程を整備し、法令上の定期点検を適切に行うとともに、毎年11月に全学生、教職員を対象として火災・地震等を念頭に置いた防災訓練を実施している。学内ネットワークに接続している全てのパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、情報セキュリティ対策を行い、建物照明器具のLED化等、地球環境保全への配慮にも努めている。

教育課程編成・実施の方針に基づき、各学科の教育内容に必要な実習・演習室等を備え、学生の学習支援のために必要な学内LANが整備されている。情報処理教育センターには専任職員を配置し、学生や教職員への情報技術に関する支援を行うなど、専門的技術の向上に努めている。また、1年次の前・後期に全学共通科目「情報機器演習Ⅰ」、「情報機器演習Ⅱ」を開講して学生の情報技術の向上を図っており、教員も教育情報機器やシステムを効果的に活用した授業を行うため、情報教育に係る説明会に参加するなど、情報活用能力の向上に努めている。

財務状況は、短期大学部門では過去2年間、学校法人全体では過去3年間、経常収支が収入超過となっている。貸借対照表は、健全に推移しており、財政維持に必要な運用資産も確保している。中期目標・中期計画に基づき、適正に業務及び予算が執行されている。

今後10年間の運営の指針となるビジョン及び実現するためのアクションプランを策定し、将来像を明確にしている。また、経営改善計画が策定され、財政上の安定を確保するよう管理している。年度はじめには教職員を対象とした事業計画説明会等を行い、短期大学の経営状況等を説明するなど、危機意識の共有が図られている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は建学の精神及び教育理念を十分に理解し、学校法人を代表し総理している。また、「学校法人四国高松学園寄附行為」に基づき学校法人の意思決定機関として理事会を適切に運営し、建学の精神に基づいた強いリーダーシップを発揮している。理事は、学校法人の運営管理・経営に関し学識を有し、必要な規程を整備し適正な業務に努めている。理事の選任に際しては、積極的に外部理事を任用するなどして学校法人運営に多様な意見を取り入れ経営機能を強化している。

理事長は学長を兼任しており、教授会の意見を参酌して意思決定を行い、短期大学の向上・充実に努力している。また、短期大学の運営全般にリーダーシップが発揮できるよう、学長の下に高松大学・高松短期大学運営会議を設置して重要事項を審議し、教学運営の最高責任者としての職務を担っている。さらに、各種委員会を設置して、学習成果、教育目的の達成状況の検証・評価を定期的実施し、教授会において学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

監事は監査計画書を作成の上、年4回定期的に学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行について監査し、かつ理事会、評議員会に出席して意見を述べている。また、毎

会計年度、監査報告書を作成し、定められた期限以内に理事会及び評議員会に提出し、理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。

評議員会は理事定数の2倍を超える人数で組織され、私立学校法に従い、運営されている。評議員会は、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、役員に対する報酬等の支給の基準、寄附行為の変更等についての諮問に対して意見を述べ、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則に基づき、教育研究上の目的、教育研究上の基本組織、教員組織、教員の数及び各教員が有する学位及び業績、入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員、卒業、就職等の教育情報を公表している。また、私立学校法に基づき、財務情報、役員に対する報酬等の支給の基準、役員名簿等の学校法人の情報を公表・公開している。